

年金 住民環境課からのお知らせ

問 住民環境課 年金係
☎476-1111(123・126)

◆～新成人の皆さんへ～ 20歳になったら国民年金

国民年金は、老後やいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。



◆国民年金のポイント

①将来の大きな支えになります

国民年金は日本国内にお住まいの20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。(平成28年度の定額国民年金保険料は、月額16,260円です)

国が責任をもって運営するため安定しており、年金の給付は生涯にわたり保障されます。

②老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。

障害年金は、病気や事故で障がいが残ったときに受け取れます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(『子のある配偶者』や『子』)が受け取れます。

◆保険料の免除制度

経済的な理由で納付が困難なため国民年金保険料を未納の状態にしていると、将来年金が支給されない場合があります。それだけでなく、万が一大きな障がいが残ってしまった場合など障害年金の請求ができません。そのような方たちを救うため、保険料の免除制度があります。

学生の方、失業された方など納付が難しい場合は、ぜひご相談ください。

※公的年金制度では、すべての制度に共通して使用される『基礎年金番号』が用いられていますので、年金手帳は大切に保管してください。

介護 みんなで支える介護保険 No 169

問 保健福祉課 介護福祉係
☎476-1111(141)

◆障害者控除について ～所得税や住民税の控除が受けられます！～

所得税が課税される見込みがあり確定申告をされる方で、介護保険の要介護認定(要介護1以上の認定)を受けている方、または扶養家族で介護保険の要介護認定(要介護1以上の認定)を受けている家族のいる方については、『障害者控除』の対象になりますので、保健福祉課介護福祉係の窓口で『障害者控除対象者認定書』の申請をお願いします。(要支援1、2の方は対象外)

要介護状態区分	認定区分	控除額	
		所得税	住民税
要介護1・要介護2	障がい者に準ずる	27万円	26万円
要介護3～要介護5	特別障がい者に準ずる	40万円	30万円

◆大崎町の介護保険事業の報告

介護保険事業実績についての報告(利用者の1割または2割負担を除いた大崎町の支払い分)

第1号被保険者(65歳以上の人)	4,972人	平成28年10月末日 現在	
要介護(支援)認定者	1,010人		
給付実績	在宅介護サービス費	40,963,124円	平成28年9月の 給付実績
	施設介護サービス費	53,888,507円	
	その他(介護予防サービス費も含む)	36,111,894円	
	介護サービス費 合計	130,963,525円	